事 務 連 絡 令和4年11月30日

都道府県各保健所設置市特別区

衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医薬·生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殼付き卵及び卵製品の取扱いについて(その13)

標記については、令和4年10月28日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、シンガポール政府当局及び香港政府当局より、千葉県からの家きん由来製品について、非商業用家きん飼養施設での高病原性鳥インフルエンザの発生であるとして、受け入れ可能な旨連絡があったことから、シンガポール及び香港向けに輸出される家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品については、千葉県において生産及び処理されたものに対し、輸出検疫証明書の交付を11月30日付けで再開する旨、農林水産省より連絡がありました。

また、和歌山県において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品については、輸出検疫証明書の交付を停止する旨、農林水産省より連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のとおりの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

1 香港及びシンガポール

岡山県、北海道、香川県、茨城県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、福島県及び和歌山県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

2 ベトナム及びマカオ

岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県及び福島県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。

3 台湾

北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、兵庫県、広島県、岡山県、愛媛県、香川県、熊本県、鹿児島県、茨城県、和歌山県、新潟県、宮崎県及び福島県で生産され、それぞれの自治体における疑似患畜の発生を令和3年11月以降に農林水産省が初めて確認した日以降に処理された殻付き家きん卵については、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、これらの19道県以外で生産及び処理された殻付き卵については、令和5年3月31日までに日本を出発する貨物に対し、衛生証明書を発行して差し支えない。

なお、卵製品については、引き続き、全国で衛生証明書の発行を停止すること。

4 英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー(家きん肉に限る)

全国で衛生証明書の発行を停止すること。